

議案第43号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

児童生徒及び学校に対してよりきめ細やかな対応を図り、より充実した教育相談体制を整備することを目的として、スクールカウンセラー及び準スクールカウンセラーの職を新たに設けることに伴い、これらの職員の報酬日額を定めるとともに、旅費の額を副市長に相当する額とするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表(第1条, 第5条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)
社会教育委員の部から非常勤の嘱託員の部まで	(略)	(略)
備考 (略)		

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表(第1条, 第5条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)
<u>スクールカウンセラー</u>	<u>30,000</u>	<u>〃</u>
<u>準スクールカウンセラー</u>	<u>21,000</u>	<u>〃</u>
社会教育委員の部から非常勤の嘱託員の部まで	(略)	(略)
備考 (略)		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。